

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月22日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第16号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4号様式の1、第4号様式の2、第4号様式の3、第4号様式の4及び第9号様式を次のように改める。

第4号様式の1（第12条関係）

第4号様式の1(第12条関係)

水道料金・下水道使用料領収書 (水道ご使用場所)						発行日 年 月 日	
(お客様名)						今回領収額	
請求番号		お客様番号					
年度一期分	ご使用期間	水量(m ³)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)		
計 (うち消費税相当額) () () ()							
(右記金額には消費税相当額を含んでいます。)						領収金額	
年 月 日						お預かり金額	
営業時間 ただし、土日・祝休日・年末年始を除く。						釣銭	
TEL		(お客様)				神戸市水道事業管理者	
						神戸市水道事業管理者 印	
						領収日付印	

(切りはなし無効)

第4号様式の2（第12条関係）

第4号様式の2(第12条関係)

水道料金・下水道使用料領収書(精算)

(水道ご使用場所)

(お客様名)

請求番号					お客様番号				
------	--	--	--	--	-------	--	--	--	--

年度一期分	ご使用期間	水量(m ³)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)
-------	-------	---------------------	---------	-----------	---------

計
(うち消費税相当額) () () () ()

(右記金額には消費税相当額を含んでいます。)

領収金額

年 月 日

お預かり金額

釣銭

神戸市水道事業管理者

営業時間

ただし、土日・祝休日・年末年始を除く。

TEL

(お客様)



発行日 年 月 日

精算番号	水栓番号
メーター番号	

用途	口径
今回検針日	今回指示数 m ³
前回検針日	前回指示数 m ³
今回水量	m ³

	円
	円
合計金額	円

(切りはなし無効)

領収日付印

第 4 号様式の 3 (第12条関係)

第4号様式の3 (第12条関係)		第4号様式の3 (第12条関係)		水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書		発行日 年 月 日	
<p>公 領収済通知書 (納付日T)</p> <p>加入者 神戸市水道局 口座番号</p> <p>種別 区分 請求番号 金額 C/P C/P</p> <p>お客様番号</p> <p>年度 期分 水道料金 下水道使用料 納付金額 合計金額</p> <p>(ご注意) 金額を訂正したものではありません。</p> <p>取りまとの機関 三井住友銀行 神戸公簿部 大阪府金庫センター 郵便番号559-8794 コンビニエンスストア 各支店 取扱店→取りまとの店 (期) →神戸市水道局 CVS本部宛</p> <p>領収日付印</p>		<p>水 領収済原券 (納付日T)</p> <p>加入者 神戸市水道局 口座番号</p> <p>種別番号 お客様番号 年度 期分</p> <p>お客様名</p> <p>水道料金 下水道使用料 納付金額 合計金額</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p>領収日付印 コンビニ・取扱店(期) 保存</p>		<p>水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書</p> <p>(水道・下水道局)</p> <p>(お客様)</p> <p>請求番号 にお客様番号</p> <p>年度 期分 ご請求期間 年度(月) 水道料金(円) 下水道使用料(円) 合計金額(円)</p> <p>計 (円) (消費税別金額を含みます。)</p> <p>支払期限 年 月 日</p> <p>ご請求金額</p> <p>TEL 神戸市水道事業管理者 (お客様)</p>		<p>発行日付印</p>	

第 4 号様式の 4 (第12条関係)

第4号様式の4 (第12条関係)		第4号様式の4 (第12条関係)		水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書		発行日 年 月 日																			
<p>公 領収済通知書 (精算日T)</p> <p>加入者 神戸市水道局 口座番号</p> <p>種別 区分 請求番号 金額 C/P C/P</p> <p>お客様番号</p> <p>年度 期分 水道料金 下水道使用料 納付金額 合計金額</p> <p>(ご注意) 金額を訂正したものではありません。</p> <p>取りまとの機関 三井住友銀行 神戸公簿部 大阪府金庫センター 郵便番号559-8794 コンビニエンスストア 各支店 取扱店→取りまとの店 (期) →神戸市水道局 CVS本部宛</p> <p>領収日付印</p>		<p>水 領収済原券 (精算日T)</p> <p>加入者 神戸市水道局 口座番号</p> <p>種別番号 お客様番号 年度 期分</p> <p>お客様名</p> <p>水道料金 下水道使用料 納付金額 合計金額</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p>領収日付印 コンビニ・取扱店(期) 保存</p>		<p>水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書</p> <p>(水道・下水道局)</p> <p>(お客様)</p> <p>請求番号 にお客様番号</p> <p>年度 期分 ご請求期間 年度(月) 水道料金(円) 下水道使用料(円) 合計金額(円)</p> <p>計 (円) (消費税別金額を含みます。)</p> <p>支払期限 年 月 日</p> <p>ご請求金額</p> <p>TEL 神戸市水道事業管理者 (お客様)</p>		<table border="1"> <tr> <td>請求番号</td> <td>お客様番号</td> </tr> <tr> <td>トータル番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>期分</td> </tr> <tr> <td>納付済額(円)</td> <td>未納額(円)</td> </tr> <tr> <td>前納済額(円)</td> <td>前納未済額(円)</td> </tr> <tr> <td>今回未済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>発行日付印</p>		請求番号	お客様番号	トータル番号		年度	期分	納付済額(円)	未納額(円)	前納済額(円)	前納未済額(円)	今回未済		水道料金	円	下水道使用料	円	合計金額	円
請求番号	お客様番号																								
トータル番号																									
年度	期分																								
納付済額(円)	未納額(円)																								
前納済額(円)	前納未済額(円)																								
今回未済																									
水道料金	円																								
下水道使用料	円																								
合計金額	円																								

第 9 号様式（第13条関係）

第 9 号様式(第 13 条関係)

送 付 通 知 書 兼 領 取 書

下記の金額()をお返しします。
 送付金は、ご指定の口座(ゆうちょ銀行を除きます)へ振込いたしますので、太枠内にご記入(・押印)のうえ、お手数ですがお問い合わせ先の水道局営業課まで、封書にてご返送ください。

種 類	送付番号	預	お返する額
			円
内 容	科目	金額	
			円
			円

お客様番号	水栓番号	精算年月日
通知日	お預り金額	精算金額

神戸市水道局

お問い合わせ先

〒

電話

神戸市水道事業管理者

ご指定の口座を、下記にご記入ください。

送付番号	お取引金融機関	銀行・借金・債権	支店
		わかる場合のみご記入ください 金融機関コード	どちらかに 〇を。 1. 普通 2. 当座
		フリガナ カタカナで	口座番号(右詰で空欄には必ず〇をご記入ください)
		口座名義	電話

※この送付通知書の宛名と異なる名義への振込、または代理人の窓口受取を希望する場合は、送付方法を選択し、宛名の本人が署名又は記名押印してください。なお、法人の場合は社印の押印が必要です。
左記の金額を、上記の口座に振込んでください。
左記の金額を、代理人に支払いしてください。

氏名 印

口座振込をご希望されない場合は、お手数ですが下記にご記入のうえ、水道局営業課窓口にて本人確認書類を併せてご持参ください。
 なお、1万円以上の送付金の場合は恐れ入りますが受取日当日に電話連絡をお願いします。

左記の金額を領収しました。 年 月 日

住所 町 丁目

区 通

氏名

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に存するこの管理規程による改正前の神戸市水道条例施行規程の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。